

令和4年4月

定例総会（拡大委員総会）  
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和4年4月28日（木）午後3時19分から午後5時38分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 26人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	22番	三村 晴夫
23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

(2) 推進委員 15人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推3番	大澤 好市	推4番	梶原 知子
推5番	松田 和久	推7番	平林 哲
推9番	田中 武彦	推10番	中平 茂
推12番	堀内 俊男	推13番	北野 喜八
推14番	山崎 和男	推15番	長崎 作夫
推16番	齋藤 知彦	推17番	中澤 一海
推18番	奈良澤 治		

4 欠席委員

(1) 農業委員 なし

(2) 推進委員 3人

推6番	赤羽 武史	推8番	松下 秀一
推11番	田中 孝人		

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第1号～第6号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第7号～第12号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第13号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第14号～第20号）
- オ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……………（議案第21号）

カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件……（案第22号～第23号）

(2) 報告事項

ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

ウ 農地法第4条の規定による届出の件

エ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

ア 令和3年度松本市農業委員会業務報告……（議案第24号）

イ 令和4年度松本市農業委員会業務計画（案）……（議案第25号）

(2) 報告事項

ア 令和4年度農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制について

イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	青木 美伸
	//	局長補佐	板花 賢治
	//	局長補佐	川村 昌寛
	//	主 任	藤井 勇太
	//	主 事	加藤 悠希
	農 政 課	主 事	寺沢真由紀
	//	主 事	中村 愛佳

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 19番 橋本 実嗣 委員

20番 倉科 孝明 委員

〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第1号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備いただきたいと思います。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、1枚おめくりいただいて、裏の面ですが、新規就農者の紹介のページがありますので、お願いいたします。

以後の説明は着座にて失礼いたします。

今月は2人の新規就農者ということで、ご紹介いたします。

1番目は、〇〇〇〇様でございます。住所地は安曇野市、農地の所在地は梓川でございます。1筆、約900平米弱を借入予定でございます。自家消費を中心とした農業という中で、栽培予定はカボチャなど野菜ということで、従事者は本人のみ、議案は3ページの53番になります。署名につきましては、倉科農業委員、山崎推進委員にいただいております。

2番目、〇〇〇〇〇様でございます。住所地、新村、農地も新村でございます。1筆、8畝弱を借入予定でございます。出荷等を行う農業という中で、栽培予定は大根、ニンジン等の野菜類、従事者はご本人のみ、出荷先はECサイト、インターネットによる一般顧客、直売所、スーパーでございまして、販売量は、10品目から13品目の入った箱で約1,200箱、販売額は300万円を見込んでございます。農業法人で2年間研修して、水稻や大根等の栽培を経験しているということでございます。通作距離は4キロちょっと、車での移動ということで、今後規模拡大を目指すということでございます。5ページの88番に該当しております。細江農業委員と中平推進委員からご署名をいただいております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、地元の農業委員の方から補足をお願いいたします。

倉科委員お願いします。

倉科農業委員

お隣の安曇野市の三郷明盛にお住まいの〇〇〇〇さんですけれども、ご本人は障害者の支援施設に勤務されておりますが、同居している祖父母の自宅の農業のお手伝いをされていたということで、農業に興味があり、カボチャをはじめ野菜を作りたいということで探していたところ、梓川で畑がちょうど貸したいということで出ていたということで、借りることができたそうです。大変真面目な青年でありましたので、今後数年かけて技術習得をしながらということで、自家消費中心になりますけれども、そういった形で農業に携わりたいという意欲がありましたので、今後を期待したいと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次、〇〇〇さんについて細江委員。

細江農業委員

〇〇〇〇〇さんですけれども、神奈川県出身の方でして、旦那さんは鍼灸師をやっております。それで、新村のおやき屋さんだった店舗を買って、そこで今、住んでおります。〇〇さんは2年間、塩尻の〇〇〇〇〇〇で研修をしまして、さっき言った、説明あったように、定期便で収入を得ていきたいということでございます。非常に熱心で、これから有機農業ですね、着目されているので、地域の先進的な取組をしていただきたいということで、期待をしております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それを踏まえまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

中村（農政課）主事 お世話になっております。農政課、中村でございます。

着座にて失礼いたします。

議案の1ページをご覧ください。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第1号になります。

合計欄のみ読み上げますので、27ページをご覧ください。

合計欄読み上げの前に、この27ページにおいて訂正していただきたい箇所がありますので、ご確認をお願いいたします。

合計を表示している表のすぐ上、利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち、認定農業者への集積率ですが、こちら、「0.00%」になっておりますが、正しくは「85.36%」になります。申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

では、合計欄を読み上げます。

一般、筆数175筆、貸付け90人、借入れ66人、面積28万8,966.07平米。

経営移譲、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積499平米。

所有権の移転、筆数4筆、貸付け3人、借入れ3人、面積3,332平米。

第18条2項6号関係、筆数8筆、貸付け4人、借入れ2人、面積8,147平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数302筆、貸付け171人、借入れ1人、面積49万3,688.67平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数288筆、貸付け1人、借入れ87人、面積47万8,664.67平米。

合計、筆数778筆、貸付け270人、借入れ160人、面積127万3,297.41平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数353筆、面積60万955平米、集積率は77.46%です。

議案第1号は以上となります。

議長

ご苦労さまでした。  
ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆さんから質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
以降、議案の採決においては農業委員の方を対象に伺います。  
議案第1号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、矢嶋委員には退室をお願いいたします。

(矢嶋農業委員 退席)

議長

それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
中村主事。

中村（農政課）主事 28ページをご覧ください。

議案第2号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,767平米。  
認定農業者への集積率は100%です。  
議案第2号は以上となります。

議長

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第2号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している矢嶋委員の入室をお願いいたします。

(矢嶋農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
中村主事。

中村(農政課)主事 引き続き28ページをご覧ください。  
議案第3号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,773平米。  
認定農業者への集積率は100%です。  
議案第3号は以上となります。

議長 ご苦労さまです。  
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
退室している濱委員の入室を許可いたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定の件について上程い

たしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、同様に倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。  
中村主事。

中村(農政課)主事 続きまして、29ページをご覧ください。  
議案第4号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積495平米。  
認定農業者への集積率は100%です。  
議案第4号は以上となります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、同様に丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
中村主事。

中村(農政課)主事 引き続き29ページをご覧ください。



議案第5号になります。  
合計のみ読み上げます。  
筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,017平米。  
認定農業者への集積率は100%です。  
議案第5号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。  
議案第5号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している丸山委員の入室を許可いたします。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第6号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、同様に太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
中村主事。

中村(農政課)主事 続きまして、議案30ページをご覧ください。  
議案第6号になります。  
合計のみ読み上げます。  
筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,972平米。  
認定農業者への集積率は100%です。  
議案第6号は以上となります。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第6号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、本冊に戻ります。  
議案第7号から12号 農地法第3条の規定による許可申請許可の6件について上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。よろしくをお願いいたします。  
議案説明の前に、資料の修正を、お願いいたします。  
2ページをお願いします。  
議案第12号ですが、譲受人、山形村の〇〇さんで、譲渡人が和田の〇〇さんとなっていますが、逆でして、譲受人が和田の〇〇さん、譲渡人が山形村の〇〇さんになりますので、修正をお願いいたします。  
続いても修正ですが、3ページをお願いいたします。  
新規就農者の1番、〇〇さんの農地地区ですが、「四賀」となっていますが、正しくは「岡田」になります。修正が多く大変申し訳ありません。  
それでは、着座にて議案のほうを説明させていただきたいと思います。  
議案第7号について、和田にお住まいの〇〇さんが農地保全のため、贈与にて所有権を移転するものになります。  
続いて、議案第8号、こちらも和田にお住まいの〇〇さんが農地保全のために贈与にて所有権を移転するものです。  
続きまして、議案第9号、神林にお住まいの〇〇さんが農業経営規模拡大のため、贈与にて所有権を移転するものです。  
続いて、議案第10号、村井町南一丁目にお住まいの〇〇さんが農地保全のため、売買にて所有権移転をするものです。  
1ページおめくりいただいて、2ページをお願いいたします。  
議案番号第11番、島内にお住まいの〇〇さんが新たに農業を始めるために売買にて所有権を移転するものです。〇〇さんですが、現在は島内にご

住所がありますが、岡田で今回買われる農地のお隣にある住宅を購入して、それに付随する農地を購入するというような形になっております。なお、本件につきましては、別段面積の設定によるものとなっております。〇〇さんの情報につきましては、資料3ページに掲載をしております。

続きまして、議案第12号、和田にお住まいの〇〇さんが新たに農業を始めるため、波田の農地を売買にて所有権移転をするものです。〇〇さんにつきましては、新規就農者であります。資料3ページの2番に資料を掲載しております。

以上6件につきましては、別段農用地である議案第11号を除き、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長 それでは、地元委員の方から補足説明をお願いいたします。  
7号、和田でありますので、塩原俊昭委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 7号と8号は隣接していますので、一括して説明いたします。

譲受人は、〇〇〇〇と書いて「〇〇〇〇」と読みます。〇〇さんが譲り受けるものです。出し手のほうの〇〇さんと〇〇さんは、高齢で、もう農業の継続が難しいということで、〇〇さんに譲るということです。場所的には、和田のライスセンターと、それから東のほうへ行きますと和田神社がありますけれども、そのちょうど中間の辺りであります。〇〇〇〇さんは専業農家でありまして、82歳ということで高齢ですけれども、お孫さんが就農予定ということで、ネギ等の栽培、それから水田も行っていて、農家として立派に経営されていますので、このままいきますと不耕作地になってしまうというような土地でありますけれども、〇〇さんが耕作できないということで、もう既に春の植付けの準備等も進んでいまして、立派に耕作していただいているというように現地を見て確認をしてみました。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
8号も補足ありますか。

塩原（俊）農業委員 8号も同じです。〇〇さんの土地と、〇〇さんの土地は隣接している土地でありまして、全く同じであります。  
以上です。

議長 それでは、議案番号9番、神林でありますので、塩原委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 受人の〇〇〇〇さんですけれども、神林の農業の推進を行っている方です。この土地は、ちょうどこの畑と田んぼのところなんですけれども、お

墓とかいろいろあって、基盤整備でちょうど外れてしまって、大きな田んぼに入るにも、トラクターを入れるにも、田んぼを横切って行かないとトラクターで耕作できないという非常に作りづらいところです。〇〇さんも、6年間今まで使用貸借ということでそこを耕作しておりましたけれども、今回、所有権の移転、贈与ということでお願いしたいということで、申請が出ておりますけれども、使用貸借だと、〇〇さんが耕作して、〇〇〇さんは固定資産税をただ払っていたという形になりますので、そういうことを配慮した中で、今度は〇〇さんが所有権をもらって税金も払っていくというような形の正規の形になると思いますので、承認のほうをよろしくお願いしたいと思います。

議 長 議案番号10、小屋でありますので、窪田代理。

窪田農業委員 〇〇さんですけれども、専業農家でありますし、また地元の農業生産法人にも入ってまして、芳川地区の農業の振興に協力をいただいているところでもあります。現地ですけれども、来月水稻を作るということで、耕作をしていくということなので、特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
2ページへ行きまして、議案番号11、岡田でありますので、中條委員、お願ひします。

中條農業委員 議案番号11ですが、譲渡人の〇〇さんは埼玉県のほうに住んでおられて、今の岡田の農地を保全できないということで、売買をする案件です。〇〇さんは、10年ぐらい農業経験がありまして、自分で耕作する意欲もありまして、特に問題ないと思います。自家用野菜とブルーベリーということで、先日見たときも、ブルーベリーが3本ほど植わっていたように見えました。今、隣に農家住宅というか、住宅がありまして、そこへ住む予定なんです、そこも今、リフォーム中で、リフォームが終わればそこへ入居して、隣の畑を耕作するというので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。  
議案番号12番ですけれども、住所が和田でありますので、塩原俊昭委員に最初に言っていただいて、あと塩原至委員、そういうことでお願ひします。  
それでは、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 それでは、譲受人が和田の住所になっておりますので、私のほうから最初に発言をします。

この〇〇〇さんという方は、新規就農者で、唐突にこの申請が出てきたということでもあります。そういうことで、この方は農業経験が全くない方で

す。それで、ちょっと慎重に行かないといけない案件かなというように思いましたので、和田のほうでは、4月9日に私と田中推進委員と2人で面談をいたしました。1時間半ほどの面談でありますけれども、その中で聞き取った内容をかいつまんでお話ししますと、この申請書には、波田地籍の7, 359平米ということになっていますが、出し手の〇〇〇さんは、山形村に在住の方でありまして、山形村にも土地を4反歩ほど持っています。この〇〇さんが波田地籍の7, 359と、それから山形地籍の4, 000平米、合わせて1町1反歩を購入して、新規農業を始めたいと、こういう申請であります。

新規参入なものですから、いろいろお話をお聞きしましたところ、出身は九州だそうです。奥さんは山形村出身の方で、西原の新しくできましたJKタウン、西原住宅団地の中に2区画を購入しまして、九州から呼び寄せたご両親と、それから子供3人の3世帯住宅で住んでおられるということです。

それから、前職はということでお聞きしましたが、これが〇〇〇〇という、地主さんから土地を買って、賃貸アパートなどを建設して売買するというか、それから太陽光発電、そういったものを設置する、そういったような〇〇〇〇にお勤めで、そこの営業をされていたということでありまして、かなり農地の売買といいますか、土地の売買とかそういったようなものに関して知識を持っておられると、このような方です。

一番心配したのは、こういった知識のある方ですので、農地を購入して、転売というか、そういったようなことになってしまうのではないかなということ非常に危惧しまして、その辺のところもしつこいぐらいに確かめてみたわけですが、本人はそういうことは全く考えていないということで、これからは農業の時代だから、農業をやりたいということでした。

品目につきましては、スイカ、長芋、ニンニク等を作って、農協を通して販売したいということでしたが、全くの新規参入でありまして、農協を通して販売するにはどうすればいいんですか、という逆に質問をされるような状態にして、農協を通すには、農協の組合員になって、生産部会の部会員になってやっていくことになりましてというような話をしたというような状態でした。

それで、資金的なものはどういうふうになっているのかということをお聞きしたところ、現在は、前職がそういったような職業でしたので、不動産の賃貸収入があるので生活は安定しているということでした。

それから、技術的な指導というか、そういったようなものはどうするのかというところもお聞きしたところ、波田に新規就農されている先輩の方で〇〇〇〇さんという方がおられる。その方とパイプがあるので、その方の指導を仰ぎたいと。それから、もう一点は、奥さんの実家のほうの親戚筋に当たる〇〇〇〇〇〇さんという方ですが、この方の技術指導を仰ぎたいと、こんなようなお話でした。

全体の話聞いていく中では、技術的に非常に不安なものがあるということと、それから農機具等はどうするんですかとお尋ねしたところ、農機具

等は農機具会社等のリースを考えていると、こんなような非常にちょっと無謀な計画だなというようなことを感じたわけですがけれども、熱意だけは、これからは農業で、こんな何でもできる、畑かんもそろっている、これだけの条件がそろっている農地というのはほかにないので、ぜひ農業をやりたいと、こんなようなお話をしていました。技術的な不安はあるものの、不耕作地の解消というようなことにはなるのではないかなというように思いました。

この土地、実際に地図もを見せていただきましたので、私もちょっと見に行ってきましたところ、この出し手の〇〇さんの耕作はほとんどされてない、不耕作地になりかけているというような状態の土地でしたので、そこを買って農業を始めたいということでしたので、熱意は十分あるなということを感じてきました。

そんなところですが、波田の塩原さん、お願いします。

議長 塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 4月10日に和田の塩原委員からお伺いいたしまして、そのときに波田の〇〇〇〇さんという名前が出ましたので、私、畑が近所だものですから、その日に〇〇〇〇さんにちょっと聞いてみました。そうしたら、〇〇さんのことはよく知っているということで、奥さん同士が友達で、その付き合いでということで、「じゃ指導するんだね」って聞きましたら、「いや、あいつはまだそんなこと考えてなくて、俺に貸すようなことを言っていた」と言うものですから、これは大変だと。これはもしかしたら売っちゃうかもしれないというように考えまして、事務局の方と相談して、農地の売買に入ったら困るからということで、波田は4月11日に推進委員2名の方といろいろ向こうがもうプロ中のプロみたいな感じなものですから、営業でも何か支店長を2つやっていたみたいです。その若さで支店長をやるということは、多分よっぽど頭がいいなと思うので、私では対抗できないということで、事務局の加藤さんと藤井さんをお呼びしまして、1時間ちょっとお話を聞きました。

内容的には、やはり和田の委員さんの言うとおりに、本当にやる気がありまして、これからは農業がいいと。僕は絶対農業にかけていきたいということで、高校生の息子さんがいまして、来年度農業関係のほうに進めるということを言っていました。

それで、あと機械はどうするのかとお聞きしましたら、先程のお話のとおり、大きいものはリースで、そして小さいものに対しては、自分の所有していました宅地のほうが結構面積2区画ということで、小屋を建てて、そこに収納するというので、そして何をやるのですかと言ったら、今年は本当に荒れていまして、そこを保全するために整地をして、秋口、少しでもニンニクを植えていきたいと。そして、波田の田んぼ地のほうは水稻をやるみたいです。今、機械が入っていまして、多分、土手とかそういうものを造ると思うんですが、ちょっとそれは見ていきたいと思うけれども、

それだけ農業に対する熱意が認められましたので、ぜひ農産物をハイランドに出荷できるような、そんなような青年になっていただきたいと思いません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、7号から11号まで質疑して、集約します。その後、12号は事務局の考え方等聞きながら、12号単独でやりたいと思いますので、お願いしたいと思います。

河野農業委員 議長、いいですか。

議長 はい、河野さん。

河野農業委員 議案第11号の関係ですが、新規就農ということで、私も説明を受けて、よく場所を聞いてみたら岡田下岡田。ここは地区とすれば島内の山田地区というところで、今、住所地がたまたま島内なものですから、私も注意深く見ておりました、いわゆる農地つき住宅ですね。住宅のほうはリフォームをしている最中なんですけど、いわゆる水回りの部品が入らないもので、なかなか移住して住めないというようなことを言っておりましたが、先日、にも私、行ってきましたが、ブルーベリー植えたり、いろいろとしていましたが、非常にやる気が満々で、ぱっと見た目よりもしっかりやりそうだな、そういう感想を受けました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

今、11号について河野さんから補足がありました。

それでは、先ほど申し上げたとおり、議案番号7号から11号まで、委員の皆様、質問、意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。

議案番号7から11まで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案番号7番から11番は全員賛成ですので、原案どおり許可いたしますが、12号、事務局の考え方を説明してください。

藤井主任。

藤井主任

事務局の考え方です。法的にどうかというところですが、〇〇さんにつきましては、農地法第3条の第2項の各号の要件、例えばですが、農作業が必要なときは農業に従事できるかどうかということも、年間250日従事できるということもありますし、農機具の関係も、全て見込みですが、耕運機は自己所有で購入予定ということと、トラクターであったり、その他の農業機械はリースの予定があるので、農作業のときにはそれを使う予定だと。通作距離も、自宅から10分であって、問題なくできるというようなところもありますし、地域の農業集落ですとか、農家組合の取決めにもちゃんと従って、支障のないように耕作するですとか、農薬散布の関係も、地域の取決めに従っていただくということも確認できています。

転売の関係も、事務局もご相談の段階から何度も話をしています、3条で取得したところを貸すというのも駄目だし、売るとするのも駄目ですよということを説明してありまして、そこは分かったと。「もちろん分かっています」という言い方でしたけれども、言っていましたので、事務局的には問題ないかなというように考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

そういう客観的な情勢のようですし、基本的には新規はウエルカムですので、それを踏まえまして、皆さんのほうからご質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

塩原さん。

塩原（俊）農業委員 ちょっと補足になりますけれども、先ほどの研修の中でも、新規就農者に対する支援の話があったんですけれども、本当に新規就農者として貴重な人材だと思うのですが、計画がまだまだ詰め切れてない部分もありますし、そういったようなことから、今日、JAの三村常務もいますんで、和田支所の営農生活課長のほうにきちんと指示を出してもらって、きちんと面倒見てもらうことを指示として出してもらいたいと思いますし、それから農政課のほうにも、新規就農者のサポート事業というようなことで、きちんと面倒を見ていかないと、せっかくの芽を摘んでしまうような結果になりますので、そこら辺のところをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

本人はそういう意欲あって、そういうアクションを起こしてくれれば、JAももちろんそうだし、農政課も同様で、その辺のアドバイスを塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 はい。

議 長

JAや農政課に、本人がそのようなアクションをまず起こしてもらいたいと思います。



今の前段の話を含めまして、この12号について、皆さんからほかに質問、ご意見等ありますか。

河西委員。

河西委員

7反歩超える農地ですよ。技術習得なしでできるレベルは超えていると私は思います。延期とかできないんでしょうか。これ。今日決めるよりも、ちゃんと技術習得先を決めて、技術習得のめどが立ったら、またかけるとい形が妥当じゃないかと私は思います。

塩原（至）委員

延期のことも話したんですが、そうしたら、いろいろな全部の耕作の関係を去年から払っているみたいで、もう何もできないままでただ払いも嫌だから、何しろ耕作したいから買わせてくれないかということなんです。そして、事務局とも話して、今年すぐやれって言っても無理ですから、秋口に1反歩かそのぐらいのものをやって、来年度増やしていくという、一応農地保全、一回はためしにやるということでもありますので、波田地区、和田地区で様子を見ながらやっていきたいと思いますが、よろしいですか。

議 長

農業委員会としてはそれ止まりだと思います。ただ、確かに成功してほしいから、また塩原俊昭委員と塩原至委員、申し訳ないが、今ここで出た内容の懸念を本人に伝えてもらって、そういうアクションを起こしてもらって、農協と行政とそれに対して。それで、そのぐらいの熱意はやってもらって、前へ進んでもらうということしかしようがないと思いますが。法的瑕疵があって駄目だと言うことはいいんだけど、そういうことじゃないもので。

ほかにありますか。

矢嶋さん、お願いします。

矢嶋農業委員

農地法3条申請で所有権移転できますよね。それから、売買は、何か先ほどこできないという話だったんだけど、それは何か理由があるんでしょうか。

議 長

川村補佐。

川村局長補佐

今のご意見に対することですが、ついこの前までは、3年3作という縛りがありました。要は、3年は作りなさいという縛りだったんですが、この解釈が、3年作ればよいというように捉われることが多かったため撤廃となりました。

今、絶対いけないのかという話なんです。基本的には、公社のほうでも売買やっているもので同様ですけれども、何年という縛りはございません。

例えばです。本日3条に上がった方々で、急に病気になってしまったりして、どうしても今後ずっとやっていけなくなった。そういった不慮の事故みたいなものがあつたときには、1年でも転売は可能です。しかし、何年

という縛りはございませんけれども、やはり農地を農地として購入した場合は、原則それに従ってくださいというようなお願いはしているところです。それでないと、転売目的で購入することが横行してもいけませんので、事務局としても、その辺は重々窓口のほうでお願いしているところです。

議 長 矢嶋さん、そういうことだそうですが。

矢嶋農業委員 それは法律的に売買できるということであれば、それ以上は言いません。

議 長 河西さん。

河西農業委員 この後、もし問題があった場合に、事務局としては、農地法3条違反等で法的措置を取るつもりまでありますか。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 所有権移転という話になりますと、3条あるいは5条に諮らないことには地目が農地ですので変わりませんので、どちらに転がっても、人に移るということは、この総会に諮られるということになります。

耕作しないという場合あるかもしれないです。3条だけではなくて、本来利用権でも駄目です。土地をお借りして、それを耕作しないでほっぽらかしておくという、これは指導事項になりますので、その辺も、日々農地パトロールも含めた中で点検して、必要とあれば指導していくと、そういった形になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

河西農業委員 分かりました。

議 長 よろしいですかね。  
他にありますか。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、この辺で集約したいと思います。  
議案番号12、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議 長 ありがとうございます。  
賛成多数ですので、原案どおり承認することといたします。  
続きまして、議案13号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事

お願いいたします。農業委員会事務局の加藤と申します。  
申し訳ありません。初めにこちらも訂正箇所がございますので、お願いいたします。  
5ページを開けていただいてもよろしいでしょうか。  
議案第17号の譲渡人の住所ですが、「村井町〇丁目〇〇番地〇」となっていますが、正しくは「〇〇番地〇〇」です。申し訳ありません。  
それでは、議案の説明に入らせていただきたいと思います。  
着座にて失礼いたします。  
議案第13号、転用目的は自家用の駐車場です。内容については議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。  
以上、この案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、地元委員の意見をお願いします。  
太田委員。

太田農業委員

ここはずっと以前から駐車場として使っていたところで、全く問題ないと思います。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。  
次に、現地を見ていただいた濱委員、お願いします。

濱農業委員

自宅の前の自宅に向かった右側のところなんですけど、手前のところへブロック塀が積んであったり、青垣根を造ってしまったりして囲ってありまして、やった当初は畑だと本人も分かっていたんだらうと思いますけれども、年月がたつにつれて、垣根の中ということもあって、多分それで車を置くようにしてしまったのではないかなと思います。ここへ車を置いても、周りに別段影響ございませんし、問題はないかと思います。

議 長

ありがとうございました。  
全体を通しまして質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件1件について集約いたします。農業委員の皆様の見解をお伺いします。  
議案第13号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第14号から20号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、7件及び関連がありますので、議案第21号 農地法代5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事

議案書5ページをお願いいたします。

議案第14号、転用目的、建て売り住宅です。

議案第15号、転用目的、事務所・倉庫です。

議案第16号、転用目的、資材置場です。

議案第17号、転用目的、通路用地です。内容については議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第18号、関連がありますので、議案第21号についても説明いたします。

7ページ、議案第21号、5条の許可後の計画変更です。〇〇さんは一般住宅を建築する予定で農地法代5条の規定による許可を受けていました。転用許可後、仕事の都合で当該地に居住することができないまま現在に至り、当該地を売却して、〇〇さんが住宅を建築したいと考え、今回の変更申請となりました。よって、本議案は議案第21号の計画変更の内容のとおり5条申請となります。

続きまして、議案第19号、転用目的、建て売り住宅です。

議案第20号、転用目的、一般住宅です。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、地元の委員の方の意見をいただきます。

14号、島内であります。河野委員。

河野農業委員

14と15号、これ、渡人のほうの土地で隣り合わせのところですが、14号のほう、写真を見ていただければ分かりますが、右側の道路はラーラ松本のほうへ行くガクホク街道という形になりますが、14号は正面に家があります。それから、15号は、逆のほうから写真を撮っておりますので、隣が倉庫になっております。それで、道の手前ですが、手前のところをやはり貸し事務所になって、ずらっと並んでいるというような状況でございます。それで、たまたま奥に三角の〇〇〇さんという方の土地があるんですが、そちらへの出入口のついた道路ということで、確認をしたところで、〇〇〇さんのほうでは、当面やる予定がないから、別に道は取らなくても

いいということで、交通上は水路、道路、奥に行っておりますのでいいんですが、実際に奥の土地を使用するとすると、ちょっと問題だなと。ただ、現状は、近くに石屋さんが物を置いてある、いわゆる石屋さんに貸してある土地なものですから、あまり最近利用してないということで、土地の所有者にも確認した中で、ちょっと現状ではそこに道をどうしてもつけなきゃいけない、要らないということで、心配していた部分は、土地の所有者がそういうことだということで、両方とも、14、15とも問題なしというように判断をいたしました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現場を見ていただいた濱委員、2つお願いします。

濱農業委員

今説明にあったとおりですが、水路も使いそうもないし、これを誰かに貸して作れと言っても無理なので、やむを得ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

16番、笹賀でありますので、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

この購入者の〇〇〇〇さんにつきましては、電気工事業ということで、大分仕事も事業拡大してきているということで、その資材の関係、それから廃材の関係を置きたいと。また、車両も買いたいということで、いろいろ土地探したようでありますけれども、なかなか条件に合うところがなかったということで、本人も16の写真に載っておりますけれども、ご本人が住んでいる住宅が奥にあって、その前ということで、お父さんの所有なんですけれども、ちょうど資材置場にちょうどもってこいということで、ここが場所としては一番適しているということで、盗難防止ももちろん防げるという状況であります。ここのところをそういう形で資材置場にしても、周りが全て住宅になっておりまして、周りに影響のあるという状況ではないというように考えますので、問題ないと考えます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、濱委員。

濱農業委員

転用については、今ご説明にあったとおりに問題ありませんが、非常にきれいに家庭菜園やっておりますして、私としてはもったいないなという思いがありました。これは致し方ない、家業のことですからしょうがないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

17号、中山であります。太田委員。

太田農業委員 写真見てもらっても分かるように、通路ののり面で、全く問題ないと思います。  
以上です。

議 長 それでは、濱委員、お願いします。

濱農業委員 圃場整備のときにこの土手をきれいに整地したと思うんですが、そのときの残地が多分ここへ紛れ込んで残っていたんじゃないかなというように見受けてきました。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。  
18号、梓川でありますので、倉科委員ですが、21も一緒にお願いします。

倉科農業委員 議案番号18号の件ですけれども、場所は南大妻という地区の集落の中の一角になりまして、周りにはもう住宅になっております。写真を見ていただきますと、手前が道路になっておりまして、左側に宅地で、右側も宅地があります。奥は農業用の用水路が通っておりまして、そういった形で囲まれた土地でありますので、今回の転用についてはやむを得ないものと考えております。  
あわせて21号の関係ですけれども、こちらでも所要手続きでございますので、特段の問題はないものと考えております。

議 長 ありがとうございます。  
19号、20号と続けてお願いします。

倉科農業委員 19号ですが、場所は氷室という集落の中の一角になりますけれども、主要地方道の松本環状高家線の沿線になります。この中で、ここも道路に面していて、両側が宅地、既に宅地になっている。奥がやはりここも農業用の用水路になっておりまして、転用されたとしても、周辺の農地のほうには影響はあまりないかなというように考えておりまして、この場所についてはやむを得ないものと考えております。  
続いて、20号ですけれども、これも19号と同じで、同じ主要地方道沿いにございまして、ここは写真を見ていただきますと、くくってあります範囲を今回転用するという事なんですが、ここも周りが宅地化しているところなんですけれども、この左側に見える部分が、ちょっと不整形な形で農地が残ってしまうものですから、今後適正に管理されるかどうかということ注視していく必要があるかと思っておりますけれども、今回の転用の内容につきましてはやむを得ないものと考えております。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、現地を見ていただいた濱委員、18、19、20、21を含め  
まして、お願いします。

濱農業委員 了解です。  
18号ですが、もともと宅地を建てるという目的で購入された方が来れな  
いということなので、これは致し方ないと思います。  
それから、19番ですが、大きい道路のところの三角のこれだけの面積の  
田んぼでございますので、なかなかこれからの耕作は、用水路からも水が  
非常に、揚げ口ですので難しいかなということで、仕方ないかなと思いま  
す。  
それから、20番ですが、奥の四角いところの右側がもともと宅地で、多  
分住宅があったんじゃないかなと思いますが、そこへ続けて宅地を取って、  
増やして建てるということで、全て周りに自分の土地が残りますので、問  
題ないかと思えます。

議長 ありがとうございます。  
それでは、全体を通しまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆様  
も含めまして発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、8件につい  
て、一括して集約いたします。  
農業委員の皆様には伺いますが、議案第14号から21号について、原案ど  
おり承認することに賛成の委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第22号及び23号、引き続き農業経営を行っている旨  
の証明願承認の件、2件について上程いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
藤井主任。

藤井主任 それでは、議案書8ページをお願いいたします。  
議案番号第22号、平田西1丁目にお住まいの〇〇〇さんが引き続き農業  
経営を行っている旨の証明願について承認を受けるものになります。  
続きまして、議案第23号、大村にお住まいの〇〇〇〇さんが引き続き農  
業経営を行っている旨の証明願について承認を受けるものとなります。

以上になります。

議長 ありがとうございます。  
それでは、議案番号22ですので、窪田代理、お願いします。

窪田農業委員 平田西の〇〇〇、〇〇〇-〇は、〇〇さんの自宅に隣接する畑であります。ネギや野菜、花等が植わっておりまして、特に問題ないと思います。そのほかの3枚につきましては、下にありますように、地元の農業生産法人に貸付けされておりまして、適正に管理されていまして、特に問題ないと思います。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
議案番号23、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 昨日の午前中に現地に行って畑を見てきました。この〇〇さんという方はちょっと留守で、お父さんが畑で既に仕事されておりました。一部ネギが植わっていました。残りはきれいに耕作されていて、これから夏野菜を作るというようにおっしゃってました。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。  
この2件について、皆さんのほうから意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明承認2件について、一括して集約いたします。  
農業委員の皆様に向います。議案第22号及び23号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。  
事務局から報告事項のアからエついて一括説明をお願いいたします。  
藤井主任。

藤井主任 それでは、総会資料9ページからご覧ください。  
9ページから12ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約の件、26件。



続きまして、13ページをお願いいたします。

13ページから15ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、24件。

続きまして、16ページをお願いいたします。

農地法第4条の規定による届出の件、8件。

続きまして、17ページから19ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による届出の件、14件。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告について、委員の皆様から意見、質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いいたします。

農地に関する事項が終了いたしましたので、ここで40分まで休憩いたしますので、時間正確に再開いたしますので、よろしくご協力をお願いいたします。

(休憩)

議長

それでは、議事を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

初めに、令和3年度松本市農業委員会業務報告、議案第24号を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、資料は20ページからになりますので、お願いします。

まず初めに、またちょっと訂正ということで、申し訳ございません。24ページの真ん中に利用状況調査の結果表がございまして、その合計欄がちょっと僅かに違って、合計欄の3年度のところで、「159.1」、これ、足し算すると「158.9」になります。訂正をお願いいたします。

それから、前年比較のところですが、A分類とB分類、プラスマイナスしますと、「△96.8」ということで、コンマ2ちょっと違っていただきますので、申し訳ございませんが、ご訂正をお願いいたします。

それでは、20ページから進めてまいります。

業務報告、3年度でございまして。

組織運営の(1)会議の開催状況、ご覧のとおりでございまして。昨年度に

つきましては、委員の改選がありまして、8月12日、臨時総会が行われてございます。

(2) 専門委員会の活動でございます。農業振興委員会、情報・研修委員会でございます。委員会の引継ぎがありました。農業振興委員会、新委員会になってからは、中段のところ、松本市農業士会との意見交換会、企画しておりましたけれども、コロナ拡大で実現しなかった、実施に至らなかったということでございました。情報・研修委員会のほう、農業委員会だより、広報まつもと等の発行、それから21ページに移りまして、先進地視察研修を実施したところでございます。12月6日、長野市若穂地区、優良事例2か所ということで、農地中間管理機構関連の整備事業、それから営農型太陽光発電の優良事例ご覧いただきました。そして、本日は、1月から延期しました委員研修会を開催したところでございます。

(3) 系統組織との協力、連携、それから(4) 農業関連団体との連携、協力、(5) につきましては研修機会の提供ということでございます。

(ア) のところで、ブロック別研修・懇談会を6月、これは旧委員で、利用状況調査実施前のタイミング、それから10月は新委員ということで、遊休農地の制度等について説明して、実務に入れるようにしたところでございます。

また、新しい委員就任直後、8月31日は新任委員研修会を開催しまして、長野県農業会議から講師を招きました。

22ページでございます。

ブロック活動の推進、北東部は市民とともに遊休農地を活用したそば作り(3年目)でございます。

南部ブロックにつきましては、畦畔管理の省力化に関する視察研修ということで、カバープランツとしてのヒメイワダレソウ、それから畦畔への犬走の設置等、現地調査・意見交換をしたところでした。

河西部ブロックにつきましては、松本波田道路関連の残地農地の情報交換をして、今後も引き続き注視ということで話をしております。

西部ブロックにつきましては、奈川地区でトウモロコシを栽培して、関係者へトウモロコシを配付して、奈川地区のおいしいトウモロコシをPRした。また、高冷地の優位性ですとか、鳥獣被害の状況等も確認したところでございます。

23ページでございます。

農地法の法令業務の執行状況ということで、ご覧のとおり、所有権移転、農地転用申請等615件について審査しました。詳細は6-1にありますので、ご覧ください。

イとしましては、農用地利用集積計画の決定ということで、利用権の取扱い実績、または各地区の最終的な認定農業者への農地の集積率等につきましては、6-2、6-3をご参照ください。

ウとして、別段面積基準の設定ということで、年度末の時点で298筆、約19ヘクタールの別段面積基準を調整したところでございます。

それから、無断転用の防止活動、それからオにつきましては、農地所有適

格法人の要件確認状況でございます。

続きまして、(2) 農地利用の最適化の推進ということで、重点的に取り組んでおります。

アとして、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組ということでございますが、月の8、18、28ということのスローガンにしまして、農地パトロールを推進いたしました。

また、10月以降につきましては、4年度ですね、これから夏に実施する利用状況調査に備えた予備調査を特に充実させてきて、あらかじめ地区で遊休農地のリストアップになるんじゃないかという筆について報告をしていただいているところでございます。

24ページでございます。

利用状況調査、あるいは利用意向調査、非農地判断の実施ということでございますが、先ほど訂正させていただいた表のところでございます。A分類は若干増えてございますが、B分類につきましては、非農地判断、農地除外を進めたということがございまして、劇的にB分類はもう減らしてきているところでございます。

また、(ウ)のところですが、比較的耕作条件が良好な農地につきましては、担い手への貸付けを誘導したということで、各地区で地道に解消活動に努めていただいたかというところでございます。

25ページでございます。

ウのところ、新規参入に向けた取組ということでございますけれども、表のところ、令和3年度の実績、31経営体、6.9ヘクタールとなっております。2年度に引き続き好調な新規参入者数ということでございまして、これは新規就農届の提出者を数えたということで、もちろん経営としての農業、それから家庭菜園的といいますか、自家消費的といいますか、そういった農業も含めての実績になります。

エのところ、農地利用最適化交付金の活用でございます。委員報酬に上乘せ措置して、委員活動を支えました。こちらにつきましては、この4月に3年度の交付金を一括して支払ったところでございます。旧委員の分もありまして、66名、総額で284万円ほどという金額でございます。

(3) 農政活動の推進、こちらにつきましては、地域振興局ですとか、県農政部ですとか、こちらは主に会長対応となっております。

それから、次のページ、26ページでございます。

農業委員会だより、それから家族経営協定の締結推進等してございます。

(5) 農業者年金の加入推進ということでございますが、農業委員会の系統組織の加入推進運動に呼応しまして、3年度、4年度の目標を10人としたところ、もう3年度実績で11人ということで、相当な加入を達成したところでございます。

最後、(6) 情報活動の推進ということで、ご覧のと通りの活動しております。

また、eMAFF農地ナビということで、全国農地ナビがeMAFF農地ナビにちょっとリニューアルしておりますけれども、本市の農地情報もイ

ンターネット上に公開しているところでございます。

あと、27ページ以降は、細かな資料になってございますので、ご確認ください。

それから、特に39ページにつきましては、地区の集積率、カウントが認定農業者のみのカウントでございますので、あくまでも参考でございますが、こんな形で地区の集積率が出てございますので、ご参考をお願いいたします。

去年の事業報告でございました。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま事務局から説明がありました。

これに対しまして農業委員、推進委員の皆様からご意見やご質問があったら、お出しをお願いいたします。

中川委員。

中川農業委員

そういうデータがあるのかどうかっていうことなんですが、この23ページのウの別段面積基準の調整ってありますよね。農地の遊休防止とか移住・定住者を含めた云々とあって、設定した別段面積農地が298筆、約19ヘクタールということですが、じゃこういった農地で、じゃ実際に例えば移住者がいたとか、実際にここで誰かが何か作っているとか、そういうようなデータっていうのはあるんでしょうか。

議 長

川村補佐。

川村局長補佐

このまだ1筆1筆のもの、今日はちょっと持ち合わせてないんですが、ございます。別段農用地に関しましては、今日もたしかあったと思うんですけども、3条のところの備考欄に別段農用地という形で出ていまして、去年実績で言いますと、やっぱり松本市内から松本市内、例えばアパートから一戸建てへというような方も含めますと、数件は農地つき空き家みたいな形でご購入された方も実績あります。

たしか県内だったんですけども、南信のほうから移住、飯島でしたかどっかから来た人もいまして、空き家対策と別段農用地として、農用地の遊休荒廃地防止、それに目的の1つである新規就農、これが組み合った形で、実績は数件ございます。

それと、あと一覧表みたいな形っていうのも、データとしては残っております。

中川農業委員

そうですか。数件でいいのかということなもので、できるだけ全部設定した農地は全部であることが理想、望ましいじゃないですか。そういうことでもないんですか。

議 長

川村補佐。

川村局長補佐　　ここ2年、2回くらいですかね。1年置きにやったんですけれども、平成28年度に700筆くらい一挙に指定したと。これは皆さんにも1回説明したと思うんですけれども、そのときには、A判定みたいなものを一挙にやっちゃったという。今は実情に応じて設定はかけているんですが、A判定というだけで一律にやっちゃったという形だもんで、非常に筆数が多い。そこを農地パトロール、2年に1回のデータを基に、もうこのところ農地じゃなくなっちゃっているよ、山林になっちゃっているよという実情に応じて、絞って、絞って、絞ってきたのが298。実情は、平成元年からですかね。違います。平成30年からは、実情に応じた形で年間10筆くらいずつですか、そんな形で指定していますので、そちらに関しては、相当な数がもう出来レース的、相手あっての形で指定しているものが多いもので、パーセンテージ的には相当高いパーセンテージで所有権移転等できています。

中川農業委員　　分かりました。ありがとうございます。

議　　長　　ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議　　長　　ご意見等ないようですので、これより集約いたします。  
農業委員会の運営に関わることなので、全委員の方にお伺いします。  
議案第24号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議　　長　　ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。  
次に、令和4年度松本市農業委員会業務計画（案）、議案第25号を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐　　40ページ以降をお願いします。  
令和4年度の業務計画（案）でございます。  
まず第1、基本方針でございます。  
新型コロナウイルス感染症、それからロシアによる軍事侵攻等ございます。先行きに不安が広がっているということでございますが、農業・農村を取り巻く情勢につきましても、引き続き構造的な問題は進行しております。  
そんな中、国は改正農業委員会法が施行されて5年たって、どうだったかというような見直しを行いまして、現国会にも提出されております人・農

地プランの法定化というような話が出ております。

このような状況におきまして、農業委員会としては、農地が有効に活用されるように、担い手や新規参入の方にバトンタッチを進めていかなければならないわけでございます。

そこで、本年度の重点推進事項を下の枠の中に掲げてございます。

まず、農地利用最適化の推進に向けた体制の強化ということで、まず国の指導に基づきまして、農業委員会の最適化活動の強化に向けた目標設定をしていきたい。それから、農業委員会サポートシステムと連動した委員へのタブレット端末の導入、人・農地プラン法定化対応として目標地図作成に向けた体制整備、それから最適化の推進に関する情報交換の開催、それから地区事例等の共有化ということを重点に掲げたいと思います。

また、農業委員会活動の見える化の推進としまして、意見書を今年は市長に上げたい。また、移動農業委員会も夏に開催したいですし、冬には松本市農業活性化シンポジウムを開催していきたいということでございます。

最後、もちろん農地法の公正・適正な執行ということでございます。

次、41ページでございます。

具体的な業務の展開ということで、(2) 専門委員会の活動でございますが、まず農業振興委員会、先ほどありました意見書の提出は10月に予定してございます。市長懇談会は11月に予定してございます。

イとして、情報・研修委員会、本日委員研修会を行ったところですが、移動農業委員会、具体的には8月という方向で、今、委員会で検討をしてございます。また、予算措置としては1泊2日になってございますが、先進地視察研修を年末に実施したい。さらに、年明けには農業活性化シンポジウムを開催したいということでございます。

続きまして、42ページでございます。

研修機会の提供ということで、ご覧のと通りの活動を予定してございます。

特に、イの(カ)ですね。一番最後のイの(カ)最適化活動に向けたタブレット操作研修会ということで、タブレットが全委員に行き渡るように、今、進めておりますけれども、夏から秋、残念ながら、ちょっと今年の利用状況調査には間に合わないかと思うんですが、秋ぐらいにはタブレットが届けば、またタブレットの操作研修会等も開催してまいりたいなというふうに思います。

ブロック活動の推進、(6)につきましましては、表に掲げたとおりでございます。北東部のブロックにつきましましては、潜在的に農業をやりたいと考えている市民層へのアプローチということで、具体的なことはまだこれから相談するということですが、計画中でございます。

南部ブロックは、ドローン等の先端技術を使った作業の効率化・省力化、スマート農業と。

河西部は、松本波田道路関連、西部ブロックは、また引き続きトウモロコシということでございます。

43ページでございます。

(2) 農地利用最適化の推進ということで、こちらは、まず(ア)農業委

員会の目標設定ということで、目標設定につきましては、この後、その他の項目で改めてご説明いたします。

それから、先ほど出ましたタブレット端末の導入ということでございます。

それから、(ウ)につきましては、人・農地プラン法定化への対応ということで、話合いの母体となる組織を、それぞれ地区でいろいろな組織がありますけれども、どの母体を中心に話し合っていくのか、あるいは新たに設立することも必要な地区もあるかもしれません。現状把握に努めて、今後の作業工程について話し合うなど、10年後の目標地図に向けた体制を整備していきたいということでございます。

農地利用最適化の推進に関する情報交換の開催、(エ)でございますが、おおむね3か月に一度、様々な地区の事例を発表していただきながら、委員で情報の共有化を図っていきたいと考えております。

44ページでございます。

新規参入の促進に向けた取組ということで、市議会に説明する概要説明書を現在、作成してございますけれども、(ウ)のところ、農ある暮らしへ対応として、移住者などに向けて、空き家バンクシステムとの連携による農地の有効活用を推進するということところで、今、半農半Xですとか、農福連携等による多様な担い手の確保というようなことが結構重要視されてきておりますので、このようなことも含めまして、荒廃化の未然防止、あるいは農地の有効活用に資するのであれば、様々な考え方を導入して、部局横断でまた取り組んでいかなければいけないということところでございます。

また、エの遊休農地の発生防止・解消に向けた取組は、引き続き推進してまいります。

あと、(3)農政活動の推進、(4)農業振興活動の推進、(5)農業者年金の加入推進、(6)情報活動の推進はご覧のとおりでございます。

46、47ページは、会議等の予定となっております。ご覧いただきたいと思いますが、また後程説明します。

以上でございます。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件について集約いたします。

議案第25号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

40ページの表題の「(案)」の文字を消していただくようお願いいたします。

次に、報告事項ア、令和4年度農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

こちらにつきましては、別冊資料ということで本体から外してございますので、何かご用命の際は、この担当表を見ていただいて、農政課なり、耕地課なり、我が事務局なりにお尋ねいただければということでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議 長

本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、48ページ、49ページご覧ください。

48ページは、4月の報告でございます。

4月6日は、南部ブロック活動が行われております。

4月18日は、第1回役員会、その後、松塩筑安曇農業委員会協議会の定期総会に代議員の方は出ていただいております。

ちょっと入っておりませんが、4月20日につきましては、波田地区で農業未来会議が設立されております。新聞でもご覧になった方おられるかと思いますが、会長が今井地区の取組について講演したということでございます。また、この波田地区の未来会議の会長には、塩原至農業委員が就任されて、いよいよ波田地区におきまして、人・農地プランを進めるような体制が整い始めたというところでございます。

49ページ、当面の予定、5月の予定でございます。

24日につきましては、農地転用現地調査ということで、今回は橋本委員と倉科委員の回り順になってございますので、日程調整等、また事務局とお願いいたします。

5月31日は5月の総会になりますが、農業委員会の目標設定のこともありますし、農地中間管理機構の事業紹介をぜひやらせてほしいということで機構から申出があって、新しく農業委員さん、推進委員さんが交代されてから、一度も機構が挨拶に来ていないという中で、ぜひご挨拶をお願いしたいというお話をいただき、やはり5月、ちょっと忙しいところかとは



存じますが、推進委員さんにもお越しいただくように考えておりますので、ご予定をお願いいたします。

こんなところでございます。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業農村支援センターからの情報提供ですが、担当の戸谷課長補佐が本日欠席ですので、事務局から案内をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

本日お配りしました農業農村支援センターの資料をご覧ください。

1、2、3、4とありまして、4番目のところ、燃料・資材・飼料高騰に対する相談窓口の設置についてということで、支援センターの技術経営普及課に相談窓口を設置したということでございますので、ご承知おきください。

それから、最後のページですが、長野県農作業安全運動ということで、改めて農作業の安全について周知徹底していただきたいということでございました。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、1点、その他ということで、ちょっと若干時間をいただきたいんですが、その他資料ということで、議案に同封しました令和4年度以降の農地利用最適化交付金の支給要件についてという資料をお手元にご用意いただきたいと思っております。

こちら、改めてご説明します。

令和4年3月28日付で国の最適化交付金の実施要綱が改正されました。新たな事業実施要件が次のとおり規定されたということで、1月の活動日数がゼロであった最適化活動を行う推進委員等がいる農業委員会は交付金の支給対象外。

②年間平均で月の活動日数が5日以下である最適化活動を行う推進委員等

は、推薦委員等の実績に応じた交付金の支給対象外とされたところでございます。

注意としまして、国が言う最適化活動を行う推進委員等の定義は以下のとおりであります。

アとして、農地利用最適化推進委員は全員含まれる。

イとして、最適化活動を行う農業委員が含まれる。

これに当たらない者は、交付金の支給対象から外れる代わりに、事業の実施要件にも影響を与えないとの見解でございます。

そのため、上記に該当する委員は、この要件が満たせるように、もうこの4月から活動をしっかり行っていただいで、裏づけとなる活動記録簿を必ずご提出いただくようお願いしたいということでございます。

なお、この交付金事業を実施するに当たりまして、松本市においてこの最適化活動を行う推進委員等に該当する委員を特定する必要がございます。

それで、もうこれは間違いなく該当するというのは、農地利用最適化推進委員、それから農業委員のうち地区推薦の委員でございます。もうこちらは担当区域が明確になっておりますので、もちろん該当すると。

それから、取扱いの検討が必要な委員さんにつきましては、いわゆる団体推薦の委員さん、農協からの推薦、それから土地改良区からの推薦、農村女性協議会からの推薦、それから公募した委員で、お立場は中立委員というお立場になります。こちらにつきましては、取り扱いを検討しなければならないところでございます。

この間、役員会を開きましたけれども、こちらはちょっと慎重に判断して、またその委員から同意も得なければいけないねというところで、まだ結論は出しておりませんが、次のページへ行きまして、「あらためての確認事項」でございますが、4月から来年3月まで、一月でも活動を行わない月、この活動のところですが、これは最適化活動を指しますので、総会に参加するのは最適化活動ではないという見解です。農業委員が総会に参加するのは、もう義務業務だもんで、最適化活動には該当しない。ただ、推進委員が総会に参加して、農地利用最適化に関する意見を述べるということであれば、それは最適化活動に当たるんじゃないかというのがQ&Aの見解です。農業委員は義務だもんで、最適化活動にはならない。推進委員は、任意で参加して、最適化に関する意見を述べれば、最適化活動だと、こういうことでございます。

とにかく1か月でも活動を行わない月がある推進委員等がいれば、その農業委員会は交付金はもらえないということでございます。

それから、活動を毎月行っていただいたとしても、年の平均で、年の平均というのは月平均ですけれども、月平均で活動日数が5日以下であった推進委員等は、推進委員等の実績に応じた交付金が支給されないということでございます。

その下が最適化交付金の体系でございますが、国の予算措置で51億円あります。そして、推進委員等の実績に応じた交付金はそのうちの70%を占めます。それから、農業委員会の実績に応じた交付金はそのうちの3

0%を占めます。特に、推進委員の実績に応じた交付金は、さらに成果払いと活動実績払いに分かれまして、成果実績払いはうち30%、活動実績払いはうち70%ということで、トータルでは成果払いは21%、活動実績払いは49%、それから農業委員会の実績に応じた交付金が30%で、トータルで100%というような配分だそうです。

それから、この最適化交付金の使途、使い道でございますが、今回の改正によりまして、報酬に限らず、事務費への充当など、使途範囲が拡大されました。

ちなみに、昨年度までは、委員の報酬のみに充当、事務費は無理だということでストレートで委員の報酬に上乘せということでなっておりましたけれども、4年度からは使途が拡大されて、例えば事務費への充当という中で、委員が利用するタブレットの通信費、シミュレーションで年に1台当たり大体2万円通信費がかかるということでございますけれども、そういったものにもこの最適化交付金から充てることができるという考えが示されました。

この使い道が広がった交付金の使途については、また今後検討してまいりますけれども、導入となるタブレットにつきましては、今、調整を進めていますが、見込みですが、今のところ1人1台、全委員に配付できるように事務を進めておりまして、タブレットの配付自体は、例えば遊休農地の調査でも活用できるし、人と農地のマッチングというふうなところでも使えることは使える。それから、コロナ対応ということで、リモート会議というふうなことで、パソコンでの画面を通じた会議というようなこともできるということで、可能性は広がってきまして、こちらは全委員に配備ということだもんで、最適化活動を行わない委員がいたとしても、その委員にも配備されます。その予定です。

ただ、通信費等につきましては、最適化活動を行う推進委員等に限って交付されるものですから、もしその最適化活動を行う委員から外れた委員の通信費は、例えばですけれども、国の交付金に頼らずに、市の独自予算の中で充てるとかというような方法も考えられるところでございますが、こちら辺は検討が必要だと。

今月早速活動記録簿、新しい様式で、ほとんどの委員が出していただいたかと思いますが、とにかくもう4月からやっていただかないと、もうゼロの月があれば、その時点で、ゼロの委員がいれば、その時点でもう交付金はアウトになってしまいます。早急にやっていただきたいし、もしやってないということで活動記録簿出していただいている委員がいましたら、後で電話でこの日ありましたって事務局にぜひ報告をいただいて、全委員がやっていただくようお願いしたいということでございます。もうこれはもうどうしようもないことだもんで、国の縛りでございますので。

それで、先ほどの、聞いておりましたけれども、例えば3条で和田の新規就農者、今回出てきて、議論していただいたわけですが、その対応や今後の面倒を見るというような活動は、当然新規参入の促進になりますので、地区の農業委員さんとか、もちろんこれから活動の範囲が確実に広がって

きますし、とにかくどんなことでも活動記録簿につけて、ゼロにならないようにしていただかないと、交付金が来ないし、その交付金を心としては通信費に充当していきたいというところもあるんですけども、とにかく全委員に活動していただきたいということを、くどいようですが、伝えさせていただきます。

それで、評価の基準となる目標設定の考え方でございますが、この3ページ目です。

こちらにつきましては、また5月に間に合わせて目標設定をしていきたいと思っておりますけれども、農業委員会の目標としては、集積目標はその地帯別に設定すると。それから、遊休農地の解消の目標はここに記載のとおり。また、新規参入の目標もあって、ちょっといろいろな課題はありますけれども、とにかく事務を進めてみたいと思っております。

それから、(2)で最適化活動を行う推進委員等の目標ということで、成果目標と活動日数目標とあります。この成果目標につきましては、この上の表の農業委員会の目標の自分の住んでいる地区の担当地区の数字を採用して、それに対してどうだったかというふうなのが成果目標になりますし、活動日数目標は、系統組織の統一定めとして、1か月10日はやりましようねというふうになったもので、その10日に対して、達成状況を見るということになります。

その前のページの活動実績払いが49%となっていますので、この活動日数が10日に近ければ近いほど、その配分は高くなっていくということでございます。

ただ、先ほども申しましたとおり、年間通じてやったんだけど、結局月の平均を取ったら、4.5日しか活動日数が行かなかったということになると、その委員に関しては、最適化交付金、その委員に関する実績に応じた交付金はゼロになってしまうというようなことがあるもので、どうせやるなら、5日以上になるようにやっていただきたいということでございます。

それで、今までは、令和3年度までは、1日1回やれば、その内容に応じて、5,000円とか、6,000円とか、7,000円というような明確な単価設定があったんですけども、令和4年度以降は、その一番下の(4)の交付金の計算にあるとおり、目標に対する達成状況に応じて評価点が加点されて、日本全国の農業委員会との相対的な関係の中で、当委員会への交付金の配分額が決定されるということでもありますので、明確にどのぐらい来るのかというようなことがなかなか見えてこないわけでございます。

雲をつかむような中でやっているんですけど、それで最後のお願いですけれども、最終ページにまた活動記録簿の様式をつけてございますので、この農地の集積・集約化活動、それから遊休農地解消の活動、それから裏に行きまして新規参入の促進、ここに是が非でも該当となる活動をしていただいて、どうせやるのであれば、月5日以上になるように、とにかく小まめにつけていただいて、先月も話しましたけれども、軽トラで道すがら遊休

農地を調べたとしても、それはもう載せていただいて結構ですので、とにかく5日になるように、5日以上になるように、ですから端的に言えば、これを5枚以上は毎月出していただきたいということでお願いします。

それで、昨日説明会があって、同じ日に異なる活動を2回した場合に、2日とカウントできるかという質問があったんですが、それはできないということでございました。だから、どうせやるなら、1日に1活動で、別の日にもう一つの活動をしていただければと思います。

そんなことで、具体的に自分の活動がどこの項目に当てはまるかというようなご質問も実はいただいております、その都度電話で、事務局も、もう暗中模索で、その都度お答えしております。そんな手探り状態でございますが、難しい質問をぜひ事務局に個別に電話で寄せていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長

言いにくい説明は聞きにくいことでもありますので、このバスに乗っちゃったで、お国のそういうことでもありますので、それぞれ思うところは本当にいっぱいあるし、何のためにこういうポジションであって、こういう活動しているかという原点まで関わりあることですが、今、事務局から説明があったとおり、要するに5枚以上書いて、定例会にどんな形でもいいで出してもらおう、当面。当面このバス、飛び降りるわけにいかんで、それがしょうがねえということだね。でも、これでご協力お願いします。

板花局長補佐

会長、補足……

議 長

板花補佐。

板花局長補佐

すみません、もう一つございまして、一番の問題点は、本市において最適化活動を行う推進委員等に該当する委員を特定する必要があるというところで、ちょっと今月この場で結論を出すことは想定していませんけれども、4月、5月やってみて、できそうかどうかという中で、もうできないということであれば、最適化活動を行う推進委員等から最初から除外したほうがいいものですから、そこら辺はまた個別に判断させていただきますけれども、少なくとも特定の関わる地区を持たない中立委員さんですね。こちらはやっぱり中立委員という立場で、一歩引いたところから農業委員会の最適化活動を俯瞰していただく立場でございますので、中立委員さんについては、ちょっと取扱いは除外することも含めて、今、検討しているところでございます、この場では結論は出しませんが、そんな方向で、また相談させていただくように考えております。

久保農業委員

これ、板花さん、表裏があったら、実質的には2枚になるでしょう、別々に書けば。

板花局長補佐 別々に書いてもいいんですが、日にちは違えていただくようお願いいたします。

久保農業委員 じゃ、2枚だね、1枚でも。

板花局長補佐 1枚でも2枚ですね。

久保農業委員 そうですね。

板花局長補佐 事務局が分かるように、明確に分かるように書いてください。

大澤推進委員 板花さん、私、間違えてさ、理解できなかったもんですから、活動記録簿、もう出しちゃったんですよ。こっちのほうをね。

板花局長補佐 中身は同じだもんですから、事務局で確認させていただきますんで。  
要は、簡単な様式を松本市独自で作ったんで、そちらは全国農業会議所の統一様式……

大澤推進委員 私は1枚、ノート1枚、2枚出したんですが、向こうのほうは3日しか私、パトロールしなかったもんですから、パトロール……

板花局長補佐 3日やれば大したもんだと思います。

議 長 ほかにありますか。  
上條委員。

上條農業委員 改良区場合は、日常的にこれが並行して行われている場合が多く、それで会合の中の次第でも出てくる場面もあるし、だから農業委員として返答する場合もあるし、個別にこういうことに関するのを改良区のほうの業務として受けることもあるんだけど、ここに関係したら、報告しちゃっていい。当然今まで分けちゃっていたので、別のものだと。分かりました、はい。当然いいと思います。

議 長 じゃ、塩原委員。

塩原（秀）農業委員 活動時間がこうやって書いてあるけれども、5×8で40時間だと。活動日が5日といえ、たとえ10分でも時間に関係なくということかい。

議 長 活動時間と日にちの関係。  
板花補佐。

板花局長補佐 活動時間は一切関係がなくて、もう活動日数です。統一目標は活動日数、

1 か月 10 日ということでお願ひします。

議 長 じゃ、これはこういうことで、また細かい深掘り、それぞれ事務局へ電話して、何しろ趣旨はそういうことですので、よろしいですかね。よろしいも何も、お願ひします。

全体を通した中で、よろしいですか。

板花補佐。

板花局長補佐 最後に、今日はちょっとお休みの委員さんが若干おられまして、寿の推進委員さんとか、研修会は参加したけれども、ちょっとお帰りになった推進委員さんも 2 人、3 人おられますので、今日ちょっと重要な報告を最後させていただきましたが、ぜひ地区に帰りまして、ちょっとおつなぎいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それで、その際にちょっと資料をもし、席にある資料もお持ちいただければ、大変ありがたいかなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議 長 以上で本日の案件は終了しました。  
心に少しおりが残っておりますが、ご協力ありがとうございました。  
議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 \_\_\_\_\_ 田 中 悦 郎

議事録署名人 19 番 \_\_\_\_\_ 橋 本 実 嗣

議事録署名人 20 番 \_\_\_\_\_ 倉 科 孝 明